

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年4月9日 16時50分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港仙台区向洋ふ頭 仙台北防波堤灯台から真方位249°930m付近 (概位 北緯38°16.0′ 東経141°01.9′)
事故の概要	セメント運搬船新豊後丸は、係留中の地盤改良船CMC7号から離舷する際、CMC7号に衝突した。
事故調査の経過	令和3年4月9日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A セメント運搬船 新豊後丸、310トン 141429、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、大分海運株式会社 B 地盤改良船 CMC7号、全長67m 株式会社古川組
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に破口及び凹損 B 乗下船用はしごに曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m 仙台市東部には、4月9日06時13分に強風注意報が発表され、本事故時、継続中であった。
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船首を南に向けて船首着けで岸壁に係留中のB船の右舷側に左舷着けし、セメントの荷揚げを開始した。 船長Aは、荷揚げが終了する所に強風が予想されていたので、このまま待機を希望していたものの、B船が岸壁に右舷着けするので、待機できなくなり、B船の作業船を引船として使用してA船をB船から離舷させることとした。 船長Aは、A船がバウスラストと舵角を両舷に70度までとれる舵が装備されているので、離舷できるものの、今回、船首から岸壁までの距離が約2mと短く、本船だけで離岸すると少なからず前進するので、引船で船首を船尾方にゆっくり引かせることで前進行きあしを抑えて離舷する予定であった。 A船は、荷揚げ終了後、船長Aが引船に対し、引く方向を指示せず にA船の船首を引かせたところ、右舷正横に引き始めたので、直ちに

	<p>中止させたものの、A船の左舷船尾が急速にB船の右舷船尾に接近して衝突した。</p> <p>B船は、係留中、B船から離舷中のA船が衝突した。</p> <p>船長Aは、船首側に余裕がなく、本船のみで離岸すると若干の前進行きあしが生じる場合、引船がA船の船首を船尾方に引くものと思っていたので、引く方向を指示しなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、引船を使用してB船から離舷中、船長Aが、船首側に余裕がなく、本船のみで離舷すると若干の前進行きあしが生じる場合、引船が船尾方にゆっくり引くものと思い、引く方向等を指示しないまま、右舷船首を引くように指示したところ、引船がA船の右舷船首部を右舷正横方向に引いたことから、左舷船尾がB船に接近して衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が引船を使用してB船から離舷中、船長Aが、船首側に余裕がなく、本船のみで離舷すると若干の前進行きあしが生じる場合、引船が船尾方にゆっくり引くものと思い、引く方向等を指示しないまま、右舷船首を引くように指示したところ、引船がA船の右舷船首部を右舷正横方向に引いたため、左舷船尾がB船に接近して衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、引船を使用する際、引く方向及び強さ等を指示すること。</li> </ul>